

令和4年8月26日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員

同

同

同

細川明子

藤原武光

山本嘉彦

よこはた和幸

### 神戸市内部統制評価報告書の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する令和3年度神戸市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

## 目次

第 1	審査の種類	- 1 -
第 2	審査の対象	- 1 -
第 3	審査の着眼点	- 1 -
第 4	審査の実施内容	- 1 -
第 5	審査の期間	- 1 -
第 6	審査の結果	- 1 -
第 7	審査の結果の詳細	- 2 -

## 令和3年度神戸市内部統制評価報告書審査意見

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する令和3年度神戸市内部統制評価報告書の審査について、神戸市監査基準第7条第1項第4号の規定により行ったので、次のとおり意見を提出する。

### 第1 審査の種類

- 1 審査の名称 令和3年度神戸市内部統制評価報告書審査
- 2 根拠法令 地方自治法第150条第5項

### 第2 審査の対象

令和3年度神戸市内部統制評価報告書及び附属資料（以下「報告書」という。）  
（内部統制対象事務：「財務に関する事務」「文書管理に関する事務」）

### 第3 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、神戸市長が作成した報告書について、神戸市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として審査をするものである。審査にあたっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に意を用いるものとする。

### 第4 審査の実施内容

報告書について、神戸市長及び内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省通知。以下「ガイドライン」という。）」に準拠するとともに、神戸市監査基準及び監査委員が行うこととされている監査等において得られた知見に基づき審査を行った。

### 第5 審査の期間

令和4年5月26日～8月26日

### 第6 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

引き続き、市全体における内部統制制度の浸透を図るとともに、報告書（P38～40）の「IV内部統制の進捗等」に記載されている各項目の課題について、解決に向けた適切な取組と進捗管理を行われたい。

## 第7 審査の結果の詳細

### 1 評価手続に係る記載について

内部統制の不備が適時に把握され、早期に是正又は改善が行われることで行政執行の信頼に寄与することを目的として、ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された内部統制の評価手続に基づき、①内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制評価対象事務について網羅的に評価されているか、②評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、③評価が形骸化せず実効性を伴っているか、など、長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかという観点から、評価手続に係る記載について審査を行った。

#### (1) 全庁的な内部統制の評価手続について

ガイドラインに示された全庁的な内部統制の評価項目が、報告書に漏れなく記載され、全項目について評価を実施しているかを確認したところ、全項目において漏れなく記載され、全項目において評価が実施されていた。また、報告書（P38～40）の「IV内部統制の進捗等」に記載のとおり、前年度の審査意見を踏まえた取組の進捗についても確認できたことから、評価手続に係る記載は相当であると認められる。

#### (2) 業務レベルの内部統制の評価手続について

評価部局における内部統制の評価手続が、ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された評価手続に沿って適切に実施されたかどうかを確認したところ、適切に実施されていた。また、報告書（P38～40）の「IV 内部統制の進捗等」に記載のとおり、前年度の審査意見を踏まえた取組の進捗についても確認できたことから、評価手続に係る記載はおおむね相当であると認められるが、次の意見について留意されたい。

### ○ 意見

#### ア 評価手順書の作成について

報告書の審査にあたり、評価の品質を維持するための評価手順書の提出を評価部局に対して求めたが、作成されていなかった。評価部局に配属される職員は、人事異動で入れ替わることを前提としており、評価に関する特別な研修も行われていない。そのため、2年間の評価を踏まえ、今後、標準的な評価手順を記載した評価手順書（マニュアル）の作成に取り組み、その結果について来年度の報告書に記載されたい。

### 2 評価結果に係る記載について

市長が評価の過程において把握した不備について、①重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、また、②是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかといった観点から、審査を実施した。

#### (1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

全庁的な内部統制の各評価項目それぞれに対応する内部統制の整備状況についての評価結果は、

「概ね有効に整備・運用されていると判断できる」とされており、各評価項目において整備上及び運用上の不備が存在するとの記載はなかった。

「全庁的な内部統制に関する新たな取組」として、内部統制の4つの目的を見据えて6つの基本的構成要素（注）ごとに取組が記載されていた。構成要素の一つである「ICTへの対応」に係る取組として、今後、市が全庁を挙げてDXを強力に推進していく上で必要な内部統制体制の構築や取組が確認できたことから、評価結果に係る記載は相当であると認められる。

（注）内部統制の4つの目的と6つの基本的構成要素

内部統制の4つの目的とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全である。

また、6つの基本的構成要素とは、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥ICT（情報通信技術）への対応であり、これらの構成要素が、経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能することで、4つの目的が達成される。

## （2）業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

評価部局から提出されたリスク評価シートの内容を踏まえたうえで、当年度においてリスクが高いと判断された事務、監査等において把握されたリスク等への対応、最終的に長が把握した内部統制の不備、及び重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて確認した。また、長が把握した不備について、リスク評価シートにより網羅的に把握し、評価結果が適切かどうか、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

特に、影響度3以上については、本市及び市民に大きな損失を生じさせかねないものもあることから、①不備を組織が認識した後、早期に不備が改善され影響を最小限に抑えていること、②再発防止に向けて組織的にソフト・ハードの対策がなされていることといった観点から、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

その結果、「財務に関する事務」において把握された運用上の重大な不備1事案を除いては、本市及び市民に大きな損失を生じさせかねない影響度3以上の不備の認識は適正になされ、当該不備に関する改善策が適切に講じられていたことから、「有効に整備・運用されていると評価した」とする評価結果に係る記載は、相当であると認められる。

令和3年10月執行の市長選挙と衆議院議員総選挙等において、当該選挙公報配布にかかる委託契約の一連の事務処理、及び選挙の事務執行体制が不適正であったことから、約19,000世帯に選挙公報が配布されなかった。また、同年7月執行の兵庫県知事選挙においても、約10,000部の選挙公報が委託事業者内に残置され配布されなかった。これらは、公職選挙法第170条第1項又は神戸市選挙公報発行条例第5条に違反するものであり、市民の選挙権・被選挙権に重大な影響を与えたことから、重大な不備に該当するとした評価結果に係る記載についても相当であると認められる。

## ○ 意 見

### ア 不備事案（個人情報の取扱い）について

業務における個人情報の取扱いについては、全庁的な内部統制に関する取組として、個人情報等の適切な管理のための情報セキュリティ対策にかかる各種基準や手順が整備され、さらに階層

別や所属単位の研修を毎年実施しているところである。

しかし、所属や職員が情報セキュリティにかかる対策基準やマニュアルに沿った手順を踏んでいないこと、また電子記録媒体等の情報資産を不適切に取扱っていることから、影響度 3 以上の不備が複数の部署で生じている。現状においては、重大な事故が発生しかねない。

個人情報の取扱いについては、他都市での事故事案も踏まえ、根本的な不備が「整備上」又は「運用上」において存在しないか改めて点検して改善し、その結果について来年度の報告書に記載されたい。